

## 第4回 世田谷区子ども・子育て会議 議事録

### 日 時

令和元年 12月13日(金) 9:30~12:00

### 場 所

区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

### 出席委員

森田会長、天野委員、池本委員、加藤委員、普光院委員、飯田委員、松田委員、布川委員、  
廣田委員、佐方委員、小泉委員、辻委員、萩原委員、

### 欠席委員

相馬副会長、猪熊委員、林委員、上田委員、長野委員

### 事務局

澁田子ども・若者部長、知久保育担当部長、土橋児童相談所開設準備担当部長、  
堀込子ども育成推進課長、相蘇児童課長、増井子ども家庭課長、望月若者支援担当課長  
長谷川児童相談所開設準備担当課長、河島児童相談所運営計画担当課長  
後藤保育課長、有馬保育認定・調整課長、中西保育計画・整備支援担当課長、  
須田幼児教育・保育推進担当課長

### 資 料

1. 児童福祉審議会の設置について
2. 児童相談所開設に向けた準備状況について
3. 世田谷区子ども計画(第2期)後期計画(案)  
世田谷区子ども計画(第2期)後期計画(案)概要版  
世田谷区子ども計画(第2期)後期計画素案に対する区民意見と区の考え方
4. 世田谷区子ども条例

堀込課長 皆さま、おはようございます。定刻になりましたので、第4回世田谷区子ども・子育て会議を始めさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、委員の出欠の状況でございますけれども、相馬委員、猪熊委員、林委員、上田委員、長野委員、5名の方から欠席の連絡をいただいております。

まず、開会にあたりまして、子ども・若者部長より、一言ごあいさつを申し上げます。

澁田部長 皆さま、おはようございます。子ども・若者部長の澁田でございます。本日はお忙しいところ、また、非常にお寒い中、第4回世田谷区子ども・子育て会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆さまには日頃より、世田谷区の子ども・子育て施策にご理解、ご協力を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

今回は今年度最後の子ども・子育て会議になります。昨年度より議論をしていただいております子ども計画(第2期)後期計画につきましては、本日、案をお示しさせていただきまして、この会議でのご意見を踏まえて、今年度末に策定したいと考えております。この間の子ども・子育て会議や、また、部会で多くのご意見を賜りましたことにつきましては、あらためてお礼を申し上げたいと思います。本日もまた活発なご議論をいただければと思います。

その他、来年4月に区立の児童相談所を開設いたしますので、また、その開設に向けて、子どもの命と権利を守ることができるような体制の準備を、今、させていただいておりますが、そのご報告をさせていただく他、児童相談所の開設に伴いまして必要となつてまいります児童福祉審議会の設置、また、子ども条例の一部改正についても、本日、議題とさせていただきたいと考えております。

限られた時間ではございますが、委員の皆さまからの、それぞれの専門的なお立場からの忌憚のないご意見がいただけるよう、よろしくお願ひいたします。

堀込課長 続きまして、この12月1日付で、子ども・若者部関連の区の組織の人事異動がございました。児童相談所の開設がいよいよ控えているということで、その関係の異動がございましたので、紹介をいたします。児童相談所開設準備担当部長の土橋でございます。

土橋部長 土橋でございます。よろしくお願ひいたします。

堀込課長 児童相談所運営計画担当課長、河島でございます。

河島課長 河島でございます。よろしくお願ひいたします。

堀込課長 これまで児童相談所の開設準備担当部長は子ども・若者部長の澁田が兼任している状態でしたが、子ども・若者部長の専任ということに

なりました。以上でございます。

本日の議事4点は、お手元の次第に記載のとおりですが、簡単に触れさせていただきます。

まず1点目が、児童福祉審議会の設置についてでございます。前回の子ども・子育て会議では、口頭でご説明させていただきましたけれども、具体的な内容のあらましについて、ご報告をさせていただきたいと思っております。

2点目が、児童相談所開設に向けた準備状況ということで、開設までいよいよあと3カ月あまりということになってまいりました。現時点におけます状況について、ご報告をさせていただきます。

3点目は、子ども計画(第2期)後期計画の案でございます。今回の子ども・子育て会議は今年度最後となりますので、この間、2年間にわたりましてご協力いただいていたけれども、本日の会議でいったん、案という形で了承していただきたいということでございます。

4点目に、子ども条例の一部改正についてということでございます。児童相談所が4月に区立として開設しますけれども、現在この条例の一つの条文の中に、児童相談所という言葉が入っておりまして、区ではない主体として言葉が出てきています。今度、区立の組織になるということで、表現が適切でない部分となるため、改正が必要になります。以上、4点を予定しております。

終了時間は、いつものように11時半頃を予定しております。それでは、会長、進行をよろしく願いいたします。

会長

おはようございます。年末だと感じないくらい暖かかったり、寒いと思ったり、体にこたえておりますけれども、年末まであと2週間ほどということで、いろいろなところで多分、年内の追い込みがかかっているだろうと思います。世田谷区の計画ですが、ちょうど数日前に若者計画を審議する子ども・青少年協議会が行われ、そして今日、子ども・子育て会議を行い、計画のほうもほぼ固まってきている状況にあります。来年度以降の大きな世田谷区の方角性を決める会議ということになってきますので、どうぞ皆さん、それぞれのお立場からしっかり発言をしていただいて、次の5年間で有意義なものになるようにご協力いただきたいと思います。

それでは、議事に入っていきたいと思います。今日はいくつか、来年度からの事業に関連する組織の問題、あるいはよって立つ基盤の条例の問題とかがありますので、報告といえども、少し皆さんに集中して考えていただいて、これで大丈夫かどうかというところで、いろいろご意見等賜りたいと思います。

それではまず、児童福祉審議会の設置ということで、事務局から説明をお願いいたします。

## ( 1 ) 児童福祉審議会の設置について

事務局        それではまず 1 点目です。児童福祉審議会の設置についてということで、資料 1 をご覧いただきたいと思います。「 1  主旨」に書いておりますとおり、いよいよ令和 2 年、来年 4 月に、区立の児童相談所が開設されます。この児童相談所の設置自治体となりますと、保育園等をはじめとした児童福祉施設の認可権限や指導監督権限等が都から移管されるということでございます。その中の一つで、法定の児童福祉審議会、児童福祉法に基づく審議会ですけれども、今、東京都全体で一つの審議会があるわけですが、今度は児童相談所の設置自治体として、独立して世田谷区がこの審議会をつくるということが主旨でございます。

      「 2  事務の概要」でございますけれども、この審議会はいわゆる区の附属機関ということでございまして、「( 1 ) 主な審議事項」の記載のとおり、里親の認定に関する事、被措置児童虐待に関する事、児童福祉施設の事業の停止等に関する事、児童虐待死亡事例等の検証に関する事、保育所認可に関する事、これ以外で細かい所がございますけれども、主な事項としては記載のとおりということでございます。これまで、ここに書いてあるように、里親の認定や保育所認可、こういった業務が東京都全体の審議会の中で議論されて、審議されていまして、児童相談所を設置する自治体については独立して、自治体ごとに審議会を設置して、こういった事項を審議していくということになってまいります。

      委員の人数・任期につきましては、条例上は 25 人以内ということ想定しておりますが、現在、選考を進めておりますが、実際には 20 人弱程度になるかと思っております。任期は 2 年ということでございます。

      「( 3 ) 部会の設置」ということで書いてございます。例えば、この子ども・子育て会議では、計画を作る年度と前年度については部会を設置しておりますけれども、それと似たようなことになりませんが、審議事項がかなり多いので、里親であれば里親の部会というようにテーマごとに部会を設置して、部会を中心に議論していくことになろうかと思っております。現在の東京都はそのようなスタイルになってございまして、部会を合わせますと、多分、この児童福祉審議会は、毎月 1 回、2 回ぐらいは何かの部会が開催されるというような、区の審議会の中でもかなり開催頻度の高いものになるのではないかと考えております。ちなみに、部会の上の親会が、年に 2 回ぐらいということになろうかと思っております。

      「( 4 ) 委員の属性等」ということで、学識経験者、医師等こちらに記載のとおりということになっております。余談になりますけれども、自治体によっ

ては児童福祉審議会の設置を、例えば、この子ども・子育て会議であるとか、福祉全体で持っています地域保健福祉審議会というのがありますけれども、そこと合わせて設置するような自治体もあるようです。ただ私どもの検討の中では、この内容がその関係の医師の方であったり、このジャンルに強い弁護士の方であったりというような人選を考えていきますと、この子ども・子育て会議とは、保育の分野以外のところではかなりメンバー構成が違ってくるだろうということで、独立して設置をするという手法をとってございます。

3「設置のための条例等の制定について」ということで記載をしております。この条例を根拠に区で審議会を設置するわけですがけれども、先般の第3回の区議会定例会におきまして、既に議案として出しまして、議決を得ております。10月1日付で公布されておきまして、4月から施行ということになっております。

1件、少しややこしい部分がありまして、この3の中の5行目「また」以降に、認定こども園に係る部分の記述がございます。今回、冒頭申し上げたように、児童相談所を区が設置することに伴って、いくつかの事務が移管されるということがございます。保育園であったり、児童福祉施設全般の認可権限、指導権限がおりてきますが、実は認定こども園というのが、ご案内のように、従来の文科省の学校教育法系の幼稚園と厚労省系の保育園が共にあって、認定こども園関係の新しい法体系が全く別にあります。つまり、児童相談所を設置するということになると、基本的には児童福祉法に基づく事務の部分は、法律上の読み取りから事務が移管されますが、認定こども園については法体系が別なので、自動的には事務が移管されないということがございます。東京都が今、持っているものについては、都の条例を改正して、区に認定こども園の部分の権限を移管するという仕組みがございます。

そういった状況があって、東京都が認定こども園の事務を区に移管するという条例改正の手続きを、今般の第4回定例会にかけていますので、それを受けた後、この児童福祉審議会を、今、児童福祉法に基づく審議会ということになっていますけれども、それと併せて、認定こども園法に基づく審議会にも位置付けるということになってまいります。その部分の改正が、この後の第1回定例会で、条例を作ったばかりでまだ施行していませんが、もう一度、そこをこども園の関係で改正を入れて、それを含めて4月に施行という、ややこしい状態になっております。その部分を、3というところで表現をしているということでございます。

別紙のほうに条例を付けておりますけれども、組織等の基本的な部分の記載にとどまりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

子ども・若者関係の会議体、いわゆる審議会がいくつかございますので、そ

の辺の位置付けの違いを、A3の表で整理しております。

一昨日、子ども・青少年協議会がありました。これが、法律上でいうと地方青少年問題協議会法に定める、いわゆる青少年関係の部分を取り扱う会議体や附属機関ということでございます。真ん中に、この会議であります子ども・子育て会議、これが子ども・子育て支援法に基づく会議体ということでございます。ご案内のように、主な所掌事務ということでは、特定教育保育施設の利用定員の設定に関するご意見等々、記載のとおりです。まさに今回進めております子ども・子育て支援事業計画に関する意見と、こういった計画全体であったり、サービス利用、こういった部分を所管するということでございます。右側の児童福祉審議会、これが児童福祉法に基づく審議会ということになりまして、先ほど申し上げたとおり、里親の認定以下、こういった事務を所管するということでございます。

私どももまだ実際やったことがないので、児童福祉審議会の運営は手探りの部分もあろうかと思っておりますけれども、この子ども・若者関係の審議会の中で報告する内容については、なるべく共有していくようなことになろうかと思っておりますので、そういった点、留意しながら、会議運営の事務局を務めていきたいと思っております。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。一番最後の比較されている表を見ていただくと、割と分かりやすいかと思っておりますけれども、この児童相談所設置に伴って児童福祉に関わる、とりわけですが、所掌事務のところにあるような、子どもたちの深刻な家族分離の問題だとか、あるいは社会的な養育施設の在り方等に含めた事務の事項を扱う審議会を設置するということです。何かご質問等ございますか。

委員

先ほど、児童福祉審議会の主な審議事項についてご説明いただきましたけれども、例えば、子どもの一時保護ですとか、あるいは、あまり望ましくないかもしれませんが、一時保護を延長するとか、そういったものはここではなく、審議会の審議事項には含まれていないということになりますか。

事務局

一時保護については、以前は2カ月を超える場合には児童福祉審議会の意見を聞かなければいけないということになっていたのですが、現行において、保護者の同意を得られない場合については、家庭裁判所に承認を求めなければいけないという仕組みになっているので、現行、東京都においても、保護者の同意がない一時保護については、審議会に提出しておりません。

原則、児童福祉審議会にかけなければいけない事案というのは児童福祉法の中に規定がされていまして、児童相談所の意向と保護者の意向が合わない時というのは、原則、かけなければいけないようになっております。それ以外は必要に応じて、児童相談所長の判断で提出するという位置付けになってお

ります。

委員 分かりました。ありがとうございます。

委員 認定こども園ですけれども、これは幼保連携型のみということなのでしょう。幼稚園型というのもあると思いますが、いかがでしょうか。

事務局 こども園の中に類型が、4つありますけれども、基本的には全部こども園ということですので、一貫して移管されるということの認識でございます。

委員 今のことに関連してお聞きしたいのですけれども、新制度の中で施設型給付として、一つのまとまりがあると思うのですけれども、その中で認定こども園が、今どのような位置づけなのかで多分、移管されるかどうかが決まるのでしょうか。保育所はもともと児童福祉法に基づいているので審議会で議論されることになるとと思いますが、幼稚園は児童福祉法ではなく、学校教育法に基づいていますから、審議会の検討事項ではないとなると、何か新制度の中での枠組みと審議会の枠組みとが違ってしまって、それが都と区で分かれるような形で残るということでよろしいでしょうか。

事務局 その部分がかかなりややこしい状態になるかなというふうに思っていますけれども、まず、児童福祉法の管轄の施設です。これが今、東京都が指導権限等を持っていますけれども、まずそこが児童相談所を設置することによって、今度、区に移管されるということになります。

認定こども園については先ほど申し上げたように、児童相談所の設置に伴って移管されないのですけれども、その他、児童施設全般の指導権限は区に移管されるということなので、認定こども園だけが東京都に残るということ自体が望ましくないということがあります。この間、都と区で協議をしております。認定こども園も併せて区に権限を移管しましょうというところがあります。

そこに、さらに幼稚園がございますけれども、幼稚園もややこしく、新制度園は新制度の枠組みの中に既に入っているわけですけど、世田谷区の場合は、圧倒的に旧制度の幼稚園がほとんどです。旧制度の幼稚園は児童福祉法の世界ではなくて、認定こども園の世界でもなくて、学校教育法の世界です。本来これは都道府県行政なのですが、幼稚園の認可権限については、今回認定こども園の事務を東京都が区に移管する事務処理特例という手法を使って、実はもう既に区へ移管されている状態です。

新制度だったら新制度の枠組みの中の仕組みでお金が出るわけですが、旧制度の幼稚園は私学助成といいまして、私立学校という世界の助成金が今、東京都から出ています。認可権限はあるのですが、お金は実は東京都から出てくるという非常にややこしい状態で、私立学校の設置認可をするときには私学審という学校審議会があるのですが、東京都に今、既にあるものが移管される

わけではありません。

かなり新制度・旧制度、あるいは学校教育の流れと、こども園法、児童福祉法の流れというところで、ややこしい状態になっているのですが、現状としてそういうことになります。

会長

埼玉県は児童福祉審議会を持っていて、ちょうど10年くらい前に、今回と同じような議論になりました。それで大体、様子は分かるのですが、規模感は埼玉県と東京都とは全然、違って来るし、10年ほど前になります。今のご意見と関わると思うのですが、結局、子ども・子育て支援法というのは、ある意味、最近できたものであって、最近できたものというのは、いわゆる地域の中での保育を中心と、保育教育の一体的整備というところをうたっている事業なわけです。そして、一体的な事業の中に、いわゆる福祉的な要素と教育的要素ということを総合的に入れていくということで、認定こども園というのはまさにその一つの象徴的施設なわけで、そこが将来的な日本の姿というふうに国の議論の中でも想定された施設であったわけです。

恐らく、子ども・子育て支援法のこの精神というのは、その中にあるわけなので、もしこの児童福祉審議会と子ども・子育て会議を分けるとすれば、機能的には私が今言った認可の問題なのか、いわゆる需要量等の整備の問題なのか、その中での具体的な、実践的な指導支援の問題によると思います。この辺りの幼稚園、保育園、あるいはそういった施設の総合的整備計画と指導支援の問題については、ひょっとしたら子ども・子育て会議の中の一つの問題として総合的に考えたほうがよいのではないかと、今のお話から感じました。

この問題は恐らく、一つの区の問題ですので、その事業を果たしてどこに位置付けたら一番総合的な世田谷区の新たな仕組みとして適切かどうか、というふうに見ていけばいいことだと思います。この一つの機能が世田谷区の中に持ち込まれることは確かなわけなので、これをどちらに位置付けたら、より区民や子どもたちのために、あるいは親たちの利便性と質の向上のためにいいかということについて、当面ですが一応了解は得ているということです。

問題は保育所の認可に関すること。それに伴って、幼保連携型認定こども園の問題を児童福祉審議会のほうに置いておくことがいいのか、子ども・子育て会議のほうに持ってきたほうが理念的にいいのか、この辺りのところについては若干の問題提起みたいなものがこちらのほうからあったということを理解しておいていただいて、とりあえず進めるということではいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

一つ目の議事については、これで承認いただいたことにいたします。

それでは続いてですが、児童相談所の開設に向けた準備状況ということで、事務局からお願いいたします。

## (2) 児童相談所開設に向けた準備状況について

事務局

児童相談所開設準備担当課長から、ご報告をさせていただきます。ご報告の資料につきましては、資料2と書いてあるものでございます。これまでも児童相談所開設の準備状況につきましては、当会議におきましてご報告をさせていただいておりますが、前回のご報告以降の、あらためて最新の状況について、本日はご報告をさせていただきたいと思っております。

資料2の1ページ目の1番と2番の部分でございますが、これはこの間の取り組み状況のおさらいとなっております。区の特徴である大きな2点として、基準配置人数を上回る児童福祉司と児童心理司を配置する手厚い人員体制であるということと、子ども家庭支援センターとの連携についてのご説明でございます。今回、トピックといたしましてご報告したいものが3ページ目でございます。

まず、「3 児童相談所開設後の組織と、開設に向けた体制強化について」でございますが、冒頭、ご紹介をさせていただきましたとおり、来年3月までの準備体制につきまして、専任の児童相談所開設準備担当部長を配置するというので、体制強化を図ってございます。これは、来年3月までの体制でございます。組織改正のイメージで申し上げますと、上の段「現在」と書いておりますが、こういった体制が現在の体制でございます。この配置の強化を図ったところでございます。

さらに、来年4月以降の、児童相談所開設後の組織についてでございますが、これがイメージ図の下段にございます「児童相談所開設後」の図になっております。現在、私、児童相談所開設準備担当課長のポジションが、今後は子ども・若者部の中で、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用にあたっての事務調整等を行う所管として、今後は機能を果たしてまいります。一方、児童相談所開設担当部長の役割というのが、児童相談所長の役割に移行していきます。同様に、運営計画担当課長の役割が副所長、また、一時保護所開設準備担当課長は一時保護課長の役割に移行していくということでございます。こうしたことを現時点において計画をして、この内容については区議会にも11月に報告をさせていただきます。このように、まず準備体制から引き続いて、児童相談所の開設を見据えた、速やかな、スムーズな移行を果たしていくということで、こうした方針を決定して、公表させていただいたところでございます。

また、その他、こうした組織の体制強化と組織改正の方針を定めるとともに、現在、弁護士、医師の配置等につきましても、関係機関と調整を進めてございます。また、こうした体制も含めて、全体図を年明けには確定してまいりますので、またお知らせをしていきたいと考えてございます。

「4 『東京都世田谷児童相談所』からの引き継ぎ」についてでございます。現在、こういった体制強化を図りまして、また来年度の構想も具体化しているところでございますが、具体的な世田谷児童相談所から相談のケースを引き継いでいかなければならないということで、その作業を今年の10月下旬から開始をしてございます。区の職員による相談ケース記録の読み込みを開始するとともに、引き続いて今年の11月から実際に職員が世田谷児童相談所へ行きまして、今、引き継ぎの作業をさらに進めているということでございます。こちら、段階的に進めていくことを予定してございまして、都の児童相談所職員による保護者の面接、また、関係機関の調整への同行など、こういったところに段階的に入っていきまして、ケースの主担当として、これら援助活動等を担っていきます。いきなり人が代わるということではなく、ペアになって一緒に、保護者や子どもとの関わりを持ちながら移行していく手法での引き継ぎを今、進めているところでございます。

また、この引き継ぎのために、現在、児童福祉司、児童心理司、併せまして、のべ合計30名の派遣を、東京都の世田谷児童相談所のほうに行っているという状況でございます。

こうしたことを進めつつ、来年の4月に向けまして、万全の体制で開設を迎えられるように、準備を進めてまいります。また、今後、機会を捉えまして、こちらの会議のほうにも、状況については引き続きご報告をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ご説明については以上でございます。

会長            ありがとうございます。この点についてご質問、感想、ご意見ございましたら、どうぞ。

委員            東京都世田谷児童相談所からの引継ぎを2カ月弱ほどされているということでしたが、おやりになって想定外のこととか、こういう感じがびっくりしたとか、そういったものがあれば、参考までに教えていただければありがたいです。

事務局          今までの段階については、ケース台帳、ケース記録を読ませていただいて、あとは担当の児童福祉司さんから説明を伺っています。同じように、児童心理司も同じ作業を進めているところでございます。その上で12月後半ぐらいから同行訪問という形に移ってまいります。最終的には2月をめぐりに、世田谷区の職員が主担当という形で、自分たちが前へ出てやるという形で、東京都の職員のほうがサポートしていただく形に変更していく中で、完全に一体となった形で引き継ぎを受けていく形を予定しております。

引き継ぎの具体のものについては、世田谷児童相談所と世田谷区で打ち合わせ会を定期的に行っていて、そこに出てきた齟齬の問題、うまくいって

ない点については修正していきます。大体1カ月半に1回ぐらいで、そのような会議を持っております。

今ご質問いただいた件についてですが、思ったよりも世田谷児童相談所については、難しいケースがかなりあるという印象を持ちました。施設入所している数は多くはないのですが、こじれているケースはかなりこじれているようです。

例えば、家庭裁判所の承認を得なければ、施設入所を継続していくのは2年間の有効期限がありますが、既に2回更新して、3回目に突入するというようなケースがあったりします。要は、親と全く関係性が取れなくなっているようなケースがあります。親はちゃんとしているわけですが、児童相談所と話し合いすら持ってくれないケースとか、特定のケースで難しさというのが浮かび上がってきたところがあります。そこら辺はどのように、これから私たちが引き継いでいったらいいのかというのも、世田谷児童相談所職員の方々から丁寧なアドバイスを受けたり、また、新たな人が代わることで保護者が前向きになってくれるような工夫も考えながら、やっていく必要があるのではないかと感じているところでございます。

会長 他にはいかがでしょうか。

委員 引き継ぎということですが、今、担当の方が2人入っている体制ということになると思いますが、例えば、お子さんのケースなんかであれば、担当が変わるということは、どの段階ぐらいでお話をされていくのかということをお願いしてみたいと思いました。

事務局 具体的には、実際に子どもに会うときには、今度、新しく世田谷区に担当が移りますというご紹介をいただいています。保護者も子どももそうですが、個人情報に関わる相談等を受けるわけですから、この人に話していいのだろうかという不安等を解消する必要がありますので、きちんとご説明しなければなりません。保護者も子どもも、最初のファーストコンタクトのところからそういうご説明をして、安心していただくという形をとる予定ではございます。

会長 児童相談所が世田谷区の中で具体的に4月からスタートするということが、今、10月からの引き継ぎが始まったということですが、具体的にはその後です。4月以降の東京都との関係性については、どのように考えておられるのでしょうか。

それからもう一つ、今、本当に親や地域の子どもたちの側から考えると、引き継ぎされるってどういうことなのだろうという質問や感想が出てきています。世田谷区の中で、今、暮らしている子どもたちや保護者の方々だと当然、支援機関があると思いますが、児童相談所以外の、例えば、保育園であるとか、学校だとかBOP、児童館、いろんなところの機関が関わっておられるだろうと

思います。要保護児童対策地域協議会みたいな組織ということもあるでしょうし、もう少し直接的な支援をしているような場との引き継ぎみたいなものであったり、今後の方針に関する協議というのはどの段階で行われるのか、あるいは、もう既に行われているのでしょうか。

世田谷区の場合では、子ども家庭支援センターをこのまま置いた形で、支援型のいわゆる予防支援型というようなものを強化するということを打ち出しています。そうすると、こういった施設ができることによって、どのような形で地域支援とつなぐかということ、いつの段階でどのような形で支援体制強化していくのか、この辺りについての見通しと今の状況をお話いただければと思います。お願いいたします。

事務局

最初のご質問でございますが、引き継いだ後、東京都はどのようにしていくのかということでございますが、もう皆さんご承知のように今、都議会に提案されている世田谷児童相談所の廃止、設置条例の中で廃止していくという方向が出てございます。東京都との打ち合わせの中で今は、専門的に難しいケースについては区の児童相談所の要請に基づいてフォローするという説明をいただいております。そのケースがどのようなケースになるのかというのは今後、2月、3月にかけて、絞り込んでいく必要があるというふうに思っています。考え方としては、東京都のアフターフォローが、期間としてずっとというわけには多分いかないと思いますが、3カ月や6カ月という範囲で、私どもが責任を持って大丈夫という段階までお願いできるのではないかと考えています。

あとの質問についてですが、今、引き継ぎ自体は、職員を派遣し、都の世田谷児童相談所の身分で行っておりますので、あくまで考え方とか支援の仕組みというのは東京都の世田谷児童相談所として、3月いっぱいまでは対応していきます。私たちがこうやってほしいって言うわけにもいなくて、世田谷児童相談所の判断になります。責任も、世田谷児童相談所にあるということですから。我々が引き継ぎとして行っているわけですが、身分的には都の世田谷児童相談所の職員でございますので、3月末までは世田谷児童相談所として判断をしていきます。

そういう意味では、保護者や子どもに会うだけではなくて、そのケースで必要な関係機関とネットワークだとか連携をしていくというのも、あくまで東京都の児童相談所の判断によるところが基本でございます。その上で対応していくということになりますので、少し違うのではないかと、世田谷区に持ち帰ったときはこうやるのではないかと、思っても、基本的には東京都の判断になります。当然、考え方は援助方針会議等で意見をやりとりしますが、最終的には東京都の世田谷児童相談所の判断になります。

4月以降については、いろいろこれまでも説明してきたように、仕組みを変えて、子ども家庭支援センターと児童相談所、一元的な運用をしていくという流れでございますので、4月以降、仕組みを変えてく必要があると思っています。そのために、この4月から、子ども家庭支援センターと一元的運用のための会議を設けてまいりました。その上で、ルールを決めて、今後1月から合同の勉強会とか、実際にシミュレーションをしていくということを今、想定しているところでございます。

委員

今、ご説明いただいたところと関連してなんですけれども、こちらの資料2の1ページ目、2(1)児童相談所内の業務分担と書かれていまして、世田谷区で新しく設置する児童相談所の場合には、二つのそれぞれ異なる機能を持つ児童福祉司ってということが想定されています。例えば、調査、介入、アセスメント機能、これは多分、介入とかインテークを担当する児童福祉司と、もう一つは、ここでは支援マネジメント機能になる児童福祉司ということで、これは恐らく、ある程度、支援方針が定まった子どもや家庭に対する援助担当だと思います。ここで引き継ぐということになりますと、後半の部分が中心になってくると思いますが、児童相談所の役割としては、ここに書いてある部分を読んでいきますと、里親や施設入所などにつながっていった子どもの支援というものを想定しているのかと思いました。

地域で暮らし続ける子どもに関しては、もしかすると子ども家庭支援センターがかなり中心的な役割を果たしていくことが想定されるわけですが、そうなった場合に今の東京都の世田谷児童相談所から引き継いだ子どもたちを世田谷区の児童相談所の中で調整して行って、さらにそこで、子ども家庭支援センターのほうで、地域で見守っていく子どもと、措置された子どもを見守り続けていくといった形で、かなり引き継ぎが複雑化していくような感じがしました。その辺りもご説明いただきましたように、1月以降いろいろ調整をしていくというような感じになるのでしょうか。

事務局

まず、仕組みございますが、今日の説明資料にはございませんが、通告窓口を児童相談所に一本化をする予定でございます。今まで都の児童相談所と、5地域の子どもの家庭支援センターに分かれたものの通告窓口を一本化して、児童相談所の中で振り分けます。共通のアセスメントシートを作りまして、アセスメントでどこのレベルにつくか、泣き声通告でも、命に関わる問題ではなければ、子ども家庭支援センターがソフトタッチで寄り添い支援型で対応していきます。これは非常に危ないというケースについては、迅速に児童相談所が介入で対応していきます。場合によっては、児童相談所長の権限で一時保護を強制的にする場合もありますので、それを専門機関である児童相談所で振り分けるという仕組みを取っています。

一方で、のりしろ型支援という考え方を持っていて、児童相談所と子ども家庭支援センターが並走的な関係をしていきます。役割分担をしながら一緒に担当していくという仕組みを持っています。保護者にとってみれば、児童相談所は非常に厳しいことも言わなければいけません。一方で、子ども家庭支援センターは寄り添う支援を行いますので、保護者はそれに支えてもらうというような場面もあろうかと思えます。それは役割分担の中でやっていきますが、東京都の児童相談所であっても、必要なケースはやってきた部分があると思っています。それをもっと強固にきちんとやるという考え方を持っています。

施設入所についても同様な形で、今は子ども家庭支援センターは担当しておりませんが、のりしろ型支援の中で、在宅に近いケースは児童相談所と子ども家庭支援センターが一緒になって、役割分担をしながら動いていきます。そういう仕組みで、家庭に帰ったときも、きちんとフォローができるような仕組みを作っていく予定でございます。

委員

保育園で抱えているケースで、現状の今の解決方法を見ると、子ども家庭支援センターよりも児童相談所のほうが最初から最後まできちんとした方針と援助をしてもらえるという実感が正直あります。ご家庭や子どもや保護者に寄り添うという形の子ども家庭支援センターの位置付けが分からなかったものですから、その辺がはっきりされているのであれば、我々も自覚をしたいと思っています。

また、3月までは都の児童相談所の管轄っておっしゃられましたが、子どもは3月31日であろうと4月1日であろうと変化がありません。引き継ぎの期間というのは両者のほうに権限があるというようにしていただかないと、3月31日と4月1日の差というのは、我々の中ではないです。その辺りが混乱しないように、ぜひ重複するなり何なりやっていただきたいと思っています。

会長

本当に、恐らく、日本中のこういった子どもの問題を気にかけている方々は、今回のこういった東京都の中で行われていく児童相談所の区移管というものに対して、すごく注目度が高いと思うのです。

そして、とりわけ困難の、厳しい状況にいる子どもたちが世田谷区の中にもたくさんいるということになっていきますと、この子どもたちの引き継ぎということは、大人側の引き継ぎというシステムの問題と、今、保育園の中にいる子どもたち以外に、学校にいる子どもたちや、学校にも行けてない子どもたちがたくさんいるわけで、本当に支援者のいない、支援機関のない子どもたちがそのまま非常に危険な状態で、地域の中で暮らしているということも当然、想定しなければいけません。この引き継ぎの期間をどうやって、子どもたちの

本当に命と暮らしを守るかというところに向けてご尽力いただきたいと思います。また、そこに具体的な支援機関がより効果的に関われるように、その引き継ぎは難しいかもしれませんが、その段階をスムーズにいくために、大人側の努力と調整をしていただきたいと思います。

先ほど来、子ども家庭支援センターのお話もありましたけれども、こちらとしては支援型でいると思っていても、市民の側、子育てをしている親の側からすると、支援型には見えないということがたくさんあると思います。世田谷区の中には、支援型でやっている地域機関がたくさんあるので、こういったところとの綿密な関係を築き、情報提供を取りながら、子どもたちの命と暮らしを、本当に世田谷区の中で育てたからよかった、あるいは育ったからよかったと思えるような、そんな仕組みに作り変えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

他に何か、いかがでしょうか。

委員

難しいケースで、具体的に申し上げますが、児童福祉法第28条に定められるような、保護者からの隔離措置のケースを当施設でも扱っています。世田谷区もやっていただけるとは思うのですが、現場の施設との2月、3月の打ち合わせみたいなものを結構やっていかないと、なかなか親対応が厳しい感じがあります。通常は都児童相談所のところだと、新担当の児童福祉司さんが大体5月とか6月にくるのですが、同じ児童相談所の中だと、引き継ぎもこの時期でも仕方がないというところがありますが、今回組織が変わるので、2月、3月のところで施設も交えた形で引き継ぎをしたほうがよいかと思いましたが、その辺り、お考えかと思いますが、よろしくお願いいたします。

事務局

2月、3月に私たちが中心になって支援者に直接向き合うというのは、そういう意味でございます。施設へ入っていき、関係機関とは2月、3月中にしっかりと引き継ぎを受けていきます。施設との関係性についても引き継ぎを受けていく必要があると思っておりますので、そこはご安心いただければと思います。私どもについては世田谷児童相談所とやりとりをしておりますので、そんな形で考えているところでございます。

委員

ありがとうございます。

会長

今年度、この会議は最後になります。そして、4月からは児童福祉審議会のほうに、この議論はほとんど委ねられていきますので、この子ども・子育て会議の中で中心的な課題として議論していくのは、多分これが最後になっていくと思われま。全体としてですが、今後も子どもたちが地域で育つということについての私たちの気持ちというのは、ずっと全体的なところにありますので、そこについては何かお気付きの点があれば、ここでまた出していただくというような形で連携は取っていききたいと思っておりますので、よろしくお

願いいたします。この議題についてはこれで終わりにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続いて、子ども計画(第2期)後期計画の議論に移ります。この件については、これまで2年近く議論していただきまして、11月には部会でも議論して、修正等が重ねられてきております。それから一昨日ですけれども、この計画の中で若者の章については、子ども・青少年協議会のほうで出された意見が、この中に反映されております。そういった関係で、ほぼ最終計画案に近い形で出てきておりますので、今日皆さんにご議論いただいて、方針としては、ほぼ固めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### (3) 子ども計画(第2期)後期計画案について

事務局       それでは議事の3点目でございます、子ども計画第2期後期計画の案ということで、ご説明をさせていただきます。ただ今、会長からございましたとおり、11月13日に部会でご意見をいただきまして、最終的に整理をしております。この間、昨年度のニーズ調査の調査内容から始まって、約2年の間、ご議論いただきました。ようやくここまで到達したということでございます。

最初に、参考に今後の流れについて、口頭で恐縮ですが申し上げますと、本日の子ども・子育て会議で計画案を了承していただきまして、細かい修正については年内ぐらいままでとして、本日の午後から庁内的には政策形成の会議に順次入っていきます。最終的には、庁内の政策形成のための会議、政策会議というのがございまして、年明け1月中旬頃にはその会議にかけるという段取りになります。1月の下旬になりますと、区の来年度予算の発表がありまして、それと併せて、この子ども計画の内容を区議会へ説明していくということになります。そういったスケジュールでございます。

本日は、全体の説明については割愛させていただきます、前回の子ども・子育て会議から、修正した点について個別に拾い出しながら、確認をしていきたいと思っております。最初にパブリックコメント、区民意見募集の結果ということで、冊子の後ろに別の資料で、計画の素案に対する区民意見と区の考え方という資料がございます。そちらの資料をご説明いたします。

9月15日から10月7日まで、パブリックコメントということで区民意見をお出しいただきました。意見の提出人数は81名、合計意見数としては144件頂戴しております。

2「主な意見」ということで、意見の内容ごとに少し集計してみました。一番多かったのが保育の質についてということでございます。ちなみに5年前のパブリックコメントの結果では保育所の整備と、量的な整備の意見が圧倒的に多かったのですが、今回、定員の拡充については7番目でございます。今

回は保育の質ということで、多くの意見を頂戴したところでございます。以下、配慮が必要な子どもの支援ということであったり、子どもの居場所、4 番目には文化・芸術という点でご意見をいただいております。5 番目としては、今回あらためて記述をしました子ども主体ということで、コンセプトに非常に賛同するという意見も5 件ほどいただいております。以下、記載のとおりということでございますけれども、次ページ以降に、個別の意見について、この計画の大項目ごとにまとめて記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、計画冊子の内容、修正点の部分でございますけれども、全体としましてはグラフや図を書き加えるとともに、前回部会でもご指摘のありました、ちょっとした言葉の使い方、「保育・教育」であったり、「保育・幼児教育」、この辺の言葉の使い方が統一されていない部分もありましたので、そういった言葉の使い方の整理をさせていただきました。

そして、個別の部分では、最初に 19 ページをお開きいただきたいと思えます。19 ページ、第3 章、重点政策の一番最初の部分でございます。前回の子・子会議の際には、この図は冒頭のページはなくて、この章の一番後ろにありましたが、この図を重点政策の章の一番最初に置きまして、その説明書きを少し書いております。この重点政策の1、2、3 は現行計画から踏襲している部分ですが、今回、 で、児童相談所の設置を契機とした緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えるとして新しく書き加わりました。これがまさにセーフティーネットとして、この下を支えるということを示しています。さらに、緊急対応の後にはしっかりと、 、 の通常の家庭や地域の生活に戻っていくという意味合いの上向きの矢印、この考え方が極めて大事だということを冒頭でまず説明をしているということでございます。

続きまして 21 ページをお開きください。言葉、フレーズの部分ですけれども、21 ページの上の四角「すべての子どもが地域で豊かな社会体験を重ね」という部分は、「新 BOP 学童クラブにおける環境整備」、「職員のスキル向上」という部分の記述を少し膨らましております。

その下の四角「乳幼児期の教育・保育の充実」の文章の一番終盤3 行の部分でございますけれども、乳幼児教育支援センターの取り組みを中心に、この辺りの記述を増やしております。

続きまして 27 ページです。この三角形の図につきましては、前回の部会も含めまして、かなりご意見を頂戴したところでございます。事務局でもいろいろ頭を悩ませまして、少し修正を試みました。まずタイトルですが、各種施策を予防的な機能の観点から区分けをしているということで、そういったこ

とを表現するタイトルに変更するということと、この矢印を含めて、予防・回復の機能を持つこれらの施策を通じて、安定的・健康的な状態としっかりつながっていくというような意味合いを持たせた矢印も含めまして、今、現時点ではこういった図の整理にしているところでございます。

続きまして 30 ページです。30 ページ下段の四角「子どもの権利擁護の取り組みの推進」でございます。2 段落目「また」以降に記述しております「子どもにとって安心できる家庭的な環境であるかについて第三者が定期的に評価・検証を行い」以下の部分の記述を追加しております。以上が重点政策という部分でございます。

第 4 章計画の内容でございますが、34～35 ページは前回までは入っておりませんでした年齢別子ども・若者施策の一覧を新たに入れております。

続きまして 41 ページでございます。「(3) 妊娠期から地域につながる取り組みの推進～世田谷版ネウボラの推進～」ということで、現状と課題の上から三つ目の点です。「また、母親の就業率の増加や出産年齢の高齢化」以下、ダブルケアも含めた、この部分の項目を、この間のご指摘も踏まえまして追加をしています。

続きまして 45 ページです。これは、コラム的な部分ではございますけれども、1 ページ使いまして、世田谷版ネウボラのコラムを追加しております。

続きまして 51 ページでございます。51 ページの下の部分、「親の学びの支援」ということではございますけれども、表現は軟らかくしておりますが、「また、怒鳴ったり声を荒げたりせずに子育てができるように」ということで、体罰によらない子育てというような部分について、少し記述を追加しております。

続きまして 59 ページでございます。先ほどの重点のところでも少し加えたところではございますが、「乳幼児期の教育・保育の充実」の冒頭部分、あるいはこの中含めて、乳幼児教育支援センターの取り組みについて記述を加えております。

続きまして 64 ページになります。「目標」の一番最後の点、「子どもにとって安心できる家庭的な環境が保たれている」というフレーズを追加しております。

続きまして、少し飛びますが、93 ページをご覧ください。「5 子ども成長と活動の支援」ということではございます。ここが比較的大きく変えたところではございます。もともとこの「子どもの成長と活動の支援」では、放課後の居場所であったり、外遊びということをテーマに語っていたわけですが、今回、一つ後ろの大項目 6「子どもが育つ環境整備」の中で一つの小項目としてまとめて書いていた文化・芸術、スポーツ、読書について、パブリックコメントも

含めまして、この部分が特に自己肯定感の向上という点も含めて非常によいきっかけになるというふうなお話もありまして、さらに、ちょうど東京 2020 大会という大きな機会を捉えて、しっかりと子どもの文化やスポーツをさらに進めていくという他の計画がございます。その辺りを含めて、ページ数でいいますと 96 ページ、97 にありますけれども、それぞれ文化・芸術、スポーツ、読書というものを独立させまして、一つ一つ書いたというのが比較的大きな変更でございます。

続きまして 104 ページです。「子どもの安全・安心」でございます。特に 4 番目の、保育所等のお散歩経路、危険箇所点検の記述、その下の 5 番目の福祉避難所（母子）の取組みを追加しています。

続きまして 121 ページ、次の章でございます。ここで、「子どもの貧困対策計画」について一つ章立てをしております。冒頭から、今回の計画にあたっては、法律に基づく子どもの貧困対策計画を内包する形で策定するというお話をさせていただいておりました。従来は全体の中の一つのパートということで組み込んでおりましたけれども、そこから切り出す形にしまして、第 6 章として独立をさせたということでございます。それに伴いまして、子どもの貧困ということに関する全国的な動きであったり背景的な部分を、グラフ等を示しながら、冒頭、記述をしまして、子どもの生活実態調査の結果を含めて、全体の施策の方向性等をここで記載しているということが、形として大きく変わってございます。内容的には、既にも書いていた部分のとおりではございますが、少し背景等も含めて記述をした関係で、ページ数についてはかなり多くなっております。

次に、第 5 章に戻りますが、第 5 章「子ども・子育て支援事業計画」が 108 ページからございます。事業計画の数値を若干修正しております。計画のスタートとまる令和 2 年 4 月時点の実績見込みの数値が若干変わりました。それに連動して、次の 5 年間の計画数値が若干変わってくる部分がございます。ここにつきましては、保育計画・整備支援担当課長から説明させていただきます。

事務局

それでは、お手元に 1 枚 A 4 でお配りしております、こちらの資料を参照いただきまして、これに沿ってご説明をさせていただきます。

今、お話にありましたように令和 2 年 4 月時点の保育園ですが、拡大量の実績の見込みが立ちましたので、素案の時点から計画数値の変更が生じてございます。変更の箇所につきまして、この黒塗りとしている箇所になります。まず、現行事業計画の抜粋欄をご覧くださいまして、令和元年度、令和 2 年 4 月と書いてあるところになりますけれども、保育総定員は目標値 21,047 に対しまして 20,557、その下の定員拡大量見込みが、計画数 1,387 に対しまして 897 というような見込みとなる予定となっております。

この表の下にあります次期事業計画案についてでございます。現行の計画から次期事業計画の移行にあたりまして、国の子育て安心プラン等にのっとりつつ個々の総計のほうですが、先ほどご説明しました 20,557 から 20,324 といたします。内容といたしましては右上のほうに吹き出しとして記載してございますが、定員の弾力化枠といたしましてマイナス 583、企業主導型保育事業の地域枠定員と定期利用保育枠でプラス 350 名、差し引きで 233 名の減となりますので、令和元年度の 20,557 から 233 名を引いた 20,324 が次期計画の確保総数、最初の始まりの時点の数字ということになります。

ここの数字が変わりまして、令和 2 年度の 21,406 との差し引きで拡大する数字が 1,082 となります。定員の拡大量ですが、計画期間であります令和 2 年から令和 6 年の 5 年間で 2,888 名の定員拡大を図る計画となります。保育の待機児童を発生させないようにということで、定員拡大量の大部分につきましては令和 2 年から令和 4 年度までの 3 か年に前倒しをいたしまして、重点的に保育の整備を進めてまいる予定としております。

この 5 か年の確保内容ですが、令和 6 年度の保育総定員数 23,212 名は、幼児教育・保育の無償化の影響や潜在需要も含んだニーズ調査の結果を踏まえた計画数として、素案でお示した数字から変更はございません。雑ぱくですが、説明は以上でございます。

事務局

以上が、前回の子ども・子育て会議から変更をさせていただいた点ということでございます。本日の会議で、この計画案はご了承をいただきたいと思えますけれども、ここまで到達しましたので、細かい表現、気になる点については、年内ぐらいはご意見をいただければ修正の時間はあるかと思っております。全体的には、私ども担当部としても、この間、子どもに関わる区の組織体制と予算規模というのは飛躍的に増えてきたということがございます。例えば、今年度の予算で一般会計は 3,200 億近くございますけれども、そのうちの約半分が民生費といういわゆる福祉関係で、47～48 パーセントになります。半分近くが実は福祉関係の予算です。さらに、その半分近くが児童福祉関係の予算ということになっておりまして、区全体の多分 22～23 パーセントかと思えますが、4分の1に近い状態で、飛躍的に規模が増えてきているという状況でございます。

施設整備をはじめとしまして量的な拡大というのは当然、引き続き必要な部分はありますけれども、この間の議論で出ているようにサービスがかなりできてきた一方で、支援が必要なご家庭、お子さんに、本当にしっかり届いているのか、サービスがあってもつながっていない状況があるという課題認識も出てきています。次期計画の 5 年間というのは、しっかりとサービスに必要なことについてはつないでいくことが大変大事であって、まさにつなぐ、つな

がるというようなキーワードをここの中に置いて、さらに子ども主体というコンセプトをあらためて明記したというのが次の5年間の計画なのだろうと理解しております。

説明については以上でございます。ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

会長

今、ご説明がありました。一つは、全体の計画の中の議論ですけれども、とりわけ貧困対策のところの第6章については、新たに加筆されたものもかなり多いと思いますので、ご意見等があればいただきたいと思います。

他の部分につきましては、11月の部会でもかなり議論をさせていただきました。そのときに出てきた課題については、今、ご説明があったようになり加筆されてきておりますので、本日お配りしている計画案は、部会の議論が反映されたものというふうにご理解いただければいいのではないかと思います。特にその中で大きく言われたことが、児童相談所が設置されるにあたって、地域の子どもの子育ての機関というものが本当に子どもたちや子育て家庭にとって役割をきちんと果たせるような形で届けられるのかという支援の質の問題、あるいはサービスのネットワークが形成されているのかというところが問われてくるだろうという話になっておりました。

次の計画というものが質的にも、そしてサービスのいろいろな広がりとしても大きな変化を遂げるものですので、ぜひ皆さんのご意見を頂戴できればというふうに思います。

委員

細かな表現に含まれてしまうかもしれませんが、先ほどご説明の中で文化・芸術などについては、例えば自己肯定感の向上に資するようなこととして追記されたとおっしゃられていました。その意図としては、やはり自己肯定感の向上というのが皆さんのご理解だというふうに認識したところなのですが、そういった文言というのは、あえてこちらには記載されていないのでしょうか。入れられているのかと思って探していたのですが、その辺りを伺えればと思います。

会長

いくつか伺います。他にはいかがでしょうか。

委員

34～35ページの年齢別施策一覧があるかと思いますが、もう一個、要支援ショートがあるかと思いますが、ここには記載されていません。要支援ショートの記載はなくていいのか、今は区のほうでやられているのは15歳までということなので、その辺りはいかがでしょうか。

事務局

最初の1件目の文化・芸術・スポーツの部分でございますけれども、確かに、先ほど自己肯定感という言葉を使ってご説明させていただきました。ちょうど昨日、青少年問題協議会の会議がありまして、さまざまな会議の中の議論で、最近では、自己肯定感というよりも自己否定みたいな状態にあるお子さんが

多く、自己肯定感を高める一つのきっかけとして、スポーツや文化にふれるとよいというお話がございました。説明上は自己肯定感という言葉を使って、先ほど説明しましたけれども、直接それをダイレクトに、ここに記述をしているようなことには今なっていません。もし必要であれば、ご意見をいただければと思います。

事務局

子ども家庭課長より、ショートステイに関するご質問についてお答えします。まず34ページ、35ページのところで今、子どものショートステイ、トワイライトステイ、それから赤ちゃんショートステイということで書き込みがあって、ここに要支援ショートというのがないというご指摘ですが、内容的にはまず要支援ショートという要保護性のある子どもに対するショートステイの取り組みというのは、今後も継続していくものですので、ここにも記載していくようにしたいと思います。

もう一点、15歳までというところが、変更がされてくるのかというお話でしたが、基本的に児童福祉法の中でショートステイは中学生までを対象にすると定められています。それよりも大きなお子さんに関しては、基本的に保護者がいなくても、ある程度、一人で過ごせるということが恐らく想定にあって、これまでも児童福祉法の中で対象にしてこなかったのではないかとこのように理解しています。しかし、おっしゃられているのは、もう少し心配なお子さんで要保護性が高いというところにはなるのと思うのですが、そういったお子さんが利用の相談がこれまであったかという、主な利用者は小学生であるという実態があり、あまりそういったことはなかったように思います。

今後、児童相談所も設置される中で、いわゆる保護なのか、一時的な預かりなのかというところで、今まで児童相談所が対応していたケースというのが今後、地域の中で見守るといったことがあった一方、想定したときには今後の課題かと思いますので、要支援ショートということではなく、今後の保護の在り方というところで検討させていただければと思います。

委員

いろいろと加筆していただいて、とてもうれしかったです。1点、保育所の一時保育について、就労要件に満たない働き方の方にも預けられるようにと前回は発言させていただいたのですが、保育所の一時保育が就労とか要件ありの保育になっていて、理由を問わない一時預かりとかショートステイという部分でも、ぜひ保育園のお力を借りられたらいいのではないかと考えています。そういう方向性なのかどうか分からなくて、いつも利用できたらいいのにと考えている部分ではあるので、そこについて今後どのような展開になるのか、教えていただけたらと思います。

事務局

前回は部会でご意見をいただいて、こちらにどれだけ書き込めるかといったところが議論にもなりまして、方向性としてはおっしゃっていただいた部

分が今後、必要だと思っております。文章的には56ページの一番上の「一時預かり事業の拡充」で、事業を拡充してまいりますといったことや、62ページの「区立保育園の今後のあり方」でも、こちらは延長保育の部分にもなりますが、記載しております。

一時預かり以外にも、働き方が多様化したことにより、いわゆるゼロか100かの保育だけではなくて、現状のサービスでは対応が難しいケースが増えてきているという認識はありまして、例えば、休日の保育や深夜帯の保育、そういったことについて、全体を見直す時期にきているということで、保育担当部のほうでも検討を進めているところでございます。お出しできるタイミングで順次、そこは説明させていただきますけれども、今回の計画の中には、こういう表現で述べさせていただいております。

委員 今の件ですが、9年前に一時保育を開設する際に、要件を問わないという要項を作ったところ、これを外さないと認めないと区から言われました。この10年辺りの保育園の需要の変化と、子どもたちの実態や親たちの実態から見て、要件を問わずというのを入れないと救えない人たちがたくさんいらっしゃいます。要件を問わずということをやらないと救える親たちへの対応は本当にできません。計画に明記するかしないかは別としても、せひ区の施策としてやっていただきたいと思っております。

会長 他にいかがでしょう。これから5年間の間にどう取り組んでいくかについて、事業計画の教育・保育事業の説明の中で、前半3年で整備を前倒して、後半のところはかなり少なくなってきました。そうすると、後の2年で地域支援をもっと強化していくというようなことも必要になってきます。利用施設と入所型施設、通所型施設を調整、修正しながら、見直していかなければいけない時代もくるだろうと思っております。

1997年の児童福祉法が50年目で改正されたときには、今までの入所型の施設に、地域の中での育てている人たちの利用型のものを入れ込んでいきました。

今まで施設であり得なかったことを実施したわけです。世田谷区がこれから支援型といわゆる保護型というものを一体的に運営していかなければならないという時期になったときには当然、地域の支援型の施設というものを大きく変えなければいけない時代がやってきます。この5年間はそういう時期であるという認識を十二分に持って、具体的に計画の中で書き込み、整備していかなければいけないことを整理しておいたほうがよいと感じます。

委員 いろいろとスポーツのことなど、書き込んでいただいて、ありがとうございました。全体的に感想のような形になってしまいますが、子どもを助けるというのはすごく前面に出ていますが、本当に日常的になにかおかしいと思った

ことを取り上げてもらって変えられるという雰囲気が見えてこない感じがあります。世田谷区は桜丘中学が校則を廃止したことで本が出ていたり、校則の在り方もすごくマスコミで注目されています。体操着の下に下着を着けないというとんでもない校則が去年まであり、高学年の女子が認められたのが去年という例もあります。なんでこんな校則があったのか本当にびっくりしていました。

どうやったら校則変えられるのかとか、そういうことをもっと、子どもたちがおかしいと思ったら言ってよくて、そんなメッセージが個人的には欲しいと思いました。

それにあたって、「せたホッと」の活動として、おかしい校則のことがあったら相談に乗るとか、あるいは「せたホッと」がもっと乗り出して、今の学校の校則っておかしくないかとか、調査をする。あるいは学校の騒音の問題、音のレベルが高過ぎるのではないか、そういうのも気になった人が、そこに調査をしてほしいと問い合わせて、調査をしてもらって、世田谷区の子どもの状況はこうだとか、リサーチ機能とか、それを基に提案するような機能を検討するというところもあると思います。海外の子どもオンブズマンはそういうことをやっています。その二つ、感想として述べさせていただきたいと思います。

委員 57 ページのところ、「教育・保育の質の向上」という項目が設けられて記述されていますが、見た範囲でいうと、保育サイドの形でしか書かれていないように思います。幼稚園サイドというのが見受けられません。その辺のところを、もう少し教育・保育という場合に、どういうふうに捉えていくのか、検討していただきたいと思います。

委員 貧困の部分が比較的新しいということで、見ていたのですが、やはりひとり親家庭の貧困率が 50 パーセントと高い中で、134 ページのところに経済的な負担の軽減のための支援として「養育費の安定的な確保のための支援」の項目があります。養育費が確保できている世帯が割合が低い中で、養育費をしっかり確保できれば、貧困対策にもつながってくると思います。

その養育費と併せて、子どもの面会交流なんかも促進していくと、例えば、養育費の支払いを動機付ける取り組みにもなると思いますし、あと、離婚して離れて暮らす親と出会う子どもの権利保障にもなってくると思いますので、いろいろな離婚の形があるとは思いますが、面会交流なども促進していくといったものも、養育費の確保には効果的かと思いました。

委員 今ちょうど世田谷区では認可外保育施設の倒産ということがかなりニュースになっていて、私も取材を受けたりすることがあります。これから幼児教育無償化によって、認可外保育施設にも直接ではないですけども、保護者を通して公費が入っていくという状況の中で、認可外保育施設の利用がどうい

ふうになっていくのかも、今後、注目されるところです。児童相談所の移管と同時に、指導監査権限というも区のほうで取るということになりますと、認可外保育施設の指導監査ということも行われるのではないかと思います。その辺の質の確保について何か方針など、将来に向けて考えていらっしゃるものがあれば、お聞きしたいと思いました。

会長  
事務局

ここでいったん切らせていただいて、回答をお願いいたします。

子どもたちの声を聴くということで、「せたホッと」がそういう役割を担えないかというなお話がありました。まず、「せたホッと」としては、子どもから何か人権に侵害があるかどうか、そういったことに対して相談に乗って対応していくという機関になります。例えば、学校の校則についても、お話にあったように、ある種の人権侵害を含んでいるようなところがあったのではないかというところが、恐らく話題になっているところだと思います。学校の子どもたちから、そういう声が「せたホッと」に上がってきたときには、当然それに対する調査をして、大きな問題であれば改善するというのを「せたホッと」のほうから上げていくという仕組みにはなっていると思います。

しかし、そういう利用のされ方が、この間、されていなかったというふうには思いますので、周知不足があったかもわかりません。今、だいぶ校則の改善が進んでいるようですので、今後そういうことが起こり得るのかわかりませんが、「せたホッと」の周知に関しては、基本的には小中学校の子どもたち全員に毎年カードを配布したりしていますが、例えばいじめのように、自分に対して直接被害があるものについてはせたホッとに相談するというイメージは持っていると思うのですが、校則のように全体に対して被害のあるものについてはせたホッとに相談するイメージはなかったのかなと思います。また、周知の方法や中身など、少し考えていきたいと思います。

「せたホッと」は、現在の子ども条例に定められた位置づけでは、子どもたちからの声のない中で調査に行く仕組みになっておりません。何かしら子どもからの発意や、相談といったところから基本はスタートしています。「せたホッと」側で、課題に対して調査するというような仕組みに関しては今のところ想定していませんので、今後の課題とはさせていただければと思います。

もう一つ、貧困に関する質問があったので、お答えさせていただきます。養育費の確保というのが、ひとり親家庭にとってはとても重要なもので、そこで暮らす子どもたちのためのものというのが養育費の主旨となっています。子どもの経済的な安定のために、確保を設定していくべきということで、現在も養育費に関する相談会を行っています。相談だけではなくて、具体的に、予定どおり履行しないようなお父さん、お母さんの場合もありますので、そこに対してもっと働き掛けが要るのではないかとといった視点も含めて検討していくとい

う主旨にしております。

そういった中で、面会交流によって、子どもと離れている側が子どもと会う機会をちゃんと持つことで、養育費の履行が滞りなくできるというようなことはよくいわれているところではあります。そこら辺の書きぶりがなかったということは考えていきたいと思います。一方で、DVで逃げている方は、逆に面会交流を持つことが非常に高いリスクを持つところがありますので、そういうところも配慮しながら、どの辺まで表現できるか、少し考えていきたいと思います。

事務局 次に、教育・保育の質の向上ということに関連して、幼児教育の重要性ということでお話をいただきました。私どもとしまして、幼稚園における幼児教育、大変重要だと思っておりますので、今回も幼児教育支援センターの取り組みについて記述を含めて出したところです。もう一度、ご指摘の主旨、踏まえまして、点検の上、確認して記述をしてみたいと思います。

事務局 保育担当部長です。私のほうからは、認可外保育施設に関連したご質問をいただきましたので、回答させていただきたいと思います。マスコミ等でニュースが流れていまして、皆さんもご心配になられているかと思えます。11月末、29日だったと思いますが、園の経営者から保護者に、とある認可外保育園の中で、閉園をしますということが急ぎょ伝えられたということです。その後、この園については労働組合と従事員の方が一緒に自主保育という形で続けられたということで、現在は東京都が指導監督権限を持っていますので、世田谷区も週明けの月曜日にはお伺いして、経過や、そういったことの把握に努めてきました。その後のお子さま方の保育先や、こういった件については昨年、企業主導型の突然の閉園もあったものですから、ホームページ上にそうしたケースの認可外の保育施設等が突然休園になった場合の対応等についてもホームページにアップしております。そうしたところをご案内して、次の園へのつなぎについては支援をまいりました。概ね行き先が決まったということで、園の自主保育も終了するとお聞きしています。また、決まり次第、議会等でもご報告をさせていただきたいと考えております。

認可外保育施設についての指導監督権限が、来年4月、児童相談所の設置に伴いまして移行されてきますので、それについてはまず体制を強化をいたしまして、まずは実態を把握させていただきたいと考えています。無償化の対象に、国では5年間という期限を設けております。国の運営に関する指導監督基準がございまして、それをクリアしているところについては無償化の対象になります。その基準を満たさない施設についても、今お話ししたように5年に限り認められています。この期間について世田谷区でも議論をしまして、今回の指導監督基準の移行に伴いまして、その期間を1年半ということで期

限を設けさせていただいて、基準を満たさない施設については、令和3年の4月をもって無償化の対象にしないということでの条例の制定に向けて今後、調整をしていきたいと考えています。この間、全ての認可外施設については基準をクリアするように指導監督、また、併せて、巡回の支援を通じて、質の確保に向けて取り組んでいくということで考えております。

委員

企業が運営している保育施設は、認可、認可外ともにもものすごく増加しており、認可外の指導監督権限が東京都から区に移管されることに対して大きな不安があります。そして、このたびの突然の倒産に伴う園の閉鎖を自主保育で何人かが支えていると大きく報道され、その子たちは認可外ではあっても行き先をきちんと確保するのは区としての責任があるように思います。社会的な雰囲気もあるし、実際には目の前にいる区民の子どもの保育を確保するために動いて、相当ご苦労されたと思いますが、今後こういったことが昨年も企業主導型が突然、倒産というか閉園するということがあったとお聞きしましたけれども、非常に増えてくる可能性が考えられます。そのときに、子どもや保護者の方が路頭に迷わないように、先ほど事業計画の変更の説明の中で、認可保育園の定員の弾力化枠は除くというのがありましたけれども、ある程度、緊急なそういったことに対応できる認可保育園の枠を確保しておいたほうがいいのではないかなと考えています。

それとはまた別ですが、例えば、災害があって、こないだの台風のときも多摩川が氾濫しましたけれども、昨年西日本豪雨のときは保育園が被災した場合に、その園の子どもたちが同じ地区の被災していない園に、一時的に分散して入所していて、先生たちもそれぞれ分担して、いろんな園の保育者として勤めたという例がたくさんありました。いざというときのための保育枠というのは本当に必要だと思いますし、待機児童で大変なのはよく分かりますが、ますますこういった非常事態を想定することが必要だと思います。

委員

94 ページですが、学童のことを入れていただいて大変ありがたいと思っています。保育園は、定員の拡充を計画期間の前半3年に前倒しして進めるという説明が先ほどありました。学童は、確実にこれだけ増えた保育施設を利用する子どもたちが利用する場所ですので、在り方の検討もなるべく前倒しでやっていただけないかと思っています。保育園が弾力化を戻しているところなのに、学童が弾力化しているような状況ですので、安心して生活できる場所なのかという視点で、質の保証をしていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

会長

新たな枠組みがなかなか入れづらいということですが、書きぶりの中で皆様のご意見を反映していくということは、ある程度、可能と聞いております。先ほど来から申し上げているように、すべてここに書くことは不可能ですの

で、基本的な方向性というところでの課題、言葉の使い方の中での混乱がまだ見受けられるので、こういった点については皆さんでご覧いただきたいと思えます。

それで、もう一つ、第7章の「若者計画」についてです。私が同じく会長を務めている子ども・青少年協議会で議論して作り上げてきたもので、先ほど来、皆さんがお話しいたっているような参加・参画の問題、具体的な評価の方法なども、特に大学生たちには大活躍をしてもらって、いろんな形で評価軸を作ったり、訪問型でいろいろな所に出掛けて実施することについても入ってきております。世田谷区の子ども計画の特徴として、ここで育ってきた若者たちの意見というものを子ども計画の中に取り込んでいくという方向性がありますので、ぜひこちらのほうもご覧いただいて、世田谷区の子ども計画というのが継続性と総合性を持って展開していくということをご理解いただければと思えます。

当事者にとっては、あっという間の大人への道筋ですけれども、そこを社会全体としてどういうふうに伝えていくかという辺りのところが見えたらいいと思えます。よろしく願いいたします。

皆さんからのご意見は、今年中までにいただきたいということによろしいでしょうか。

事務局 年内までにメール等でいただければと思えます。

会長 ぜひ、よろしく願いいたします。それでは、最後の議事ですが、子ども条例の一部改正についてお願いいたします。これについても既に部会のほうで議論を少ししております。その関係で、部会の報告資料から少し変更しておりますので、ぜひそこもご説明いただいて、皆さんで議論をしていただければと思えます。

#### (4) 子ども条例の一部改正について

事務局 子ども条例の一部改正について、資料4をご覧ください。お手元には世田谷区子ども条例の全文と、改正を検討している12条のところだけを抜き出した、現在、事務局で考えております改正案を3点ほど、案の1、2、3ということで並べております。

A4横の12条だけを抜粋した資料をご覧ください。第12条ですけれども、先ほど冒頭で少し触れました。この12条の中の第3項、現在の条項としては「区は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡を取り、協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます」となっております。ここの冒頭の「区は」という主語があります

が、現在、児童相談所が都立であるために、この「区は」というところでない外部の機関という前提で、区の外に置いている表現になっております。このままですと、児童相談所が区立になることによって違和感が出てくるということから、そもそもの今回の改正のきっかけということでございます。

ここに案の1、2、3と並べておりますけれども、実は前回の部会の際には案3のみを事務局案としてお出ししました。案1は、今の「児童相談所」というところだけを言葉の違和感がないように「児童相談所」を消した形に修正しています。

案2は、その他の部分に、冒頭に「子どもを保護するため」という「保護」というフレーズがございますけれども、今回、一時保護所等を設置しまして、そういった意味で「保護」という言葉遣いの部分がややはっきりしないということもあって、その部分も含めて修正しています。

案3ですが、この条文の一番最後のくだりになりますけれども、「協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます」という最後の結びの言葉があります。私どもの所管部としては、今回、他区に先んじて児童相談所を設置し、子ども家庭支援センターとの重層的な支援をつくる、さらに地区では児童館を中心とした子ども・子育てにかかる相談支援のネットワークをつくっていくということが、まさに仕組み作りということになると思っています。ここの最後が「仕組みをつくるよう努めていきます」のままだと何ら進展していない感が残るので、ここは変えて、いよいよ仕組みという形はできたので、そこをしっかりと機能させていくという第2ステージに入るのではないかとこの感覚を持っております。そのことも含めて、「児童相談所」、「保護」、「仕組みをつくるように努めていく」という3点になろうかと思っておりますけれども、最後のくだりまで変えたいというのが事務局の案です。

子ども条例にはさまざまその他の部分でもご意見があるかと思っておりますけれども、次の第1回定例会で子ども計画と一緒に、この改正案をかけていくという時間的な制約も含めると、この第12条の改正に、まず今回はとどめるということで考えております。

会長

今、ご説明いただきましたように、条例のところに「子どもの権利」という言葉があまり入っていないということは言われていることで、これを見直すとすれば、国の児童福祉法の改正等も含めてですが、子どもの権利に関する条約の思想、あるいは条約そのものの取り込みということも考えなければならぬわけです。そういった抜本的な改正ではなく、今回は、12条の「児童相談所」というところに特化した形での改正としています。しかし、それに伴って、「保護するため」という部分と、「仕組み」という2か所を、もう少し今回の児童相談所の開設をうけて目指しているところを入れ込んだ形にしたもの

ということで、案3というものを目指したいということでの提案です。

もちろんですが、最終的には議会での承認事項ですので、この三つの課題の中で真ん中の部分は絶対に変えなければならないわけですが、それでも、「保護」と「仕組み」のところについては若干、弱気になると、第2案、第1案ということが出てくるかもしれません。案3というところまでいくことでいかがでしょうかというのが事務局で今まで携わってきた人たちのご意向ということで、皆様のご意見としてはいかがでしょうか。よろしいですか。

<一同 異議なし>

会長 次の検討としては、条例全体の見直しということも、ここでは射程に入れてかなければいけないと、私も切に思っておりますけれども、それに向けての第1弾ということで、この案3ということで条例の改正と、そして4月からの制度改正に向けて進めるということで、お願いしたいと思います。

本日の議事は全て終了しました。皆さん、多分たくさん話したいことがおありかと思えます。もし何かありましたら、メール等で事務局のほうにお寄せください。お話がありましたように年内、あともう2週間ないですが、どうぞお寄せいただければと思います。

今年度の最後の会議になりました。本当にたくさんの議論をしていただきまして、ありがとうございました。私のほうはこれで終わりにさせていただいて、進行を事務局にお返しいたします。

事務局 さまざま貴重なご意見いただきまして、本当にありがとうございました。最後に事務的な連絡をさせていただきます。

事務局 保育計画・整備支援担当課長より、1点だけ口頭でご報告をさせていただきます。前回、第3回の子・子会議のときに次回、今回の会議で地域型保育事業の認可および変更届についてご報告させていただきますとお伝えしていたところですが、認可の手続きのほうは1月の下旬頃ということの予定となっております、大変恐縮ですが、来年度の1回目子ども・子育て会議のほうであらためてご報告のほうをさせていただきますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局 また、いつものとおりでございますが、議事録等の確認をさせていただきます。ホームページで公開させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の第4回子ども・子育て会議、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上